

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、父は仕事のために外国への避難をしなかったものの、妊娠中の母が平成23年3月から同年12月まで故郷である外国（母の兄弟宅）へ避難し、同月に帰国後改めて平成24年7月から同年12月まで母子で外国（母の実家）へ避難をした申立人ら（子は平成23年9月に避難先で出生した。）について、平成23年3月から同年12月までの避難交通費、宿泊謝礼、面会交通費、一時帰宅費用、生活費増加費用及び精神的損害（母について、出産前後の状況を踏まえて増額した分を含む。）が賠償されたほか、申立人母及び子の再度の避難は帰国から約7か月後になされているものの、再度の避難の決断自体は平成24年1月頃になされており、避難の実行に時間を要したのは避難先の準備状況にあったこと及び申立人子の年齢が若いこと等を踏まえれば平成24年7月の再度の避難実行にも合理性があると見て、同月から同年12月までの一時帰宅費用、面会交通費、宿泊謝礼、生活費増加費用及び避難雑費が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 1 損害項目

##### （1）平成23年分

- ア 避難費用（避難交通費）
- イ 避難費用（宿泊謝礼）
- ウ 避難費用（面会交通費）
- エ 避難費用（一時帰宅費用）
- オ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- カ 生活費増加費用（家財道具購入費）
- キ 精神的損害

##### （2）平成24年分

- ア 避難費用（一時帰宅費用）
- イ 避難費用（面会交通費）
- ウ 避難費用（宿泊謝礼）
- エ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）

オ 避難雑費

2 期間

(1) 上記(1)について

平成23年3月11日から同年12月末日まで

(2) 上記(2)について

平成24年1月1日から平成24年11月末日まで

第2 和解金額

被申立人は、第1の1項記載の損害項目(第1の2項所定の期間に限る。)についての和解金として、申立人らに対し、金2,957,200円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1) 平成23年分

ア 避難費用(避難交通費)	金104,800円
イ 避難費用(宿泊謝礼)	金550,000円
ウ 避難費用(面会交通費)	金377,600円
エ 避難費用(一時帰宅費用)	金141,600円
オ 生活費増加費用(二重生活に伴う生活費増加分)	金300,000円
カ 生活費増加費用(家財道具購入費)	金200,000円
キ 精神的損害	金500,000円

(2) 平成24年分

ア 避難費用(一時帰宅費用)	金94,400円
イ 避難費用(面会交通費)	金188,800円
ウ 避難費用(宿泊謝礼)	金250,000円
エ 生活費増加費用(二重生活に伴う生活費増加分)	金150,000円
オ 避難雑費	金100,000円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2記載の金員のうち、金1,280,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1の1項記載の損害項目(第1の2項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し

て別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年1月6日

（仲介委員 清水 貴行）